

# 財政金融委員会

## 委員一覧 (25名)

委員長	家西	悟 (民主)	小泉	昭男 (自民)	広田	一 (民主)
理事	杓掛	哲男 (自民)	椎名	一保 (自民)	円	より子 (民主)
理事	中川	雅治 (自民)	田中	直紀 (自民)	柳澤	光美 (民主)
理事	野上	浩太郎 (自民)	舩添	要一 (自民)	西田	実仁 (公明)
理事	大久保	勉 (民主)	山下	英利 (自民)	山口	那津男 (公明)
理事	峰崎	直樹 (民主)	池口	修次 (民主)	大門	実紀史 (共産)
	泉	信也 (自民)	尾立	源幸 (民主)		— 欠員1名 —
	片山	虎之助 (自民)	富岡	由紀夫 (民主)		
	金田	勝年 (自民)	平野	達男 (民主)		(19. 2. 13 現在)

### (1) 審議概観

第166回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件、衆議院提出1件（財務金融委員長）の合計8件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願21種類245件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

**所得税法等の改正** 平成19年度税制改正では、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、減価償却制度、中小企業関係税制、住宅・土地税制、組織再編税制、信託税制、納税環境整備等について所要の措置を講ずる所得税法等の一部を改正する法律案が提出された。委員会では、20兆2,010億円の特例公債の発行及び年金事業等の事務費に係る負担の特例措置を内容とする平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案と一括して審議され、金利上昇局面における今後の国債管理政策の在り方、国の貸借対照表に係る責任の所在、税制の抜本改革に向けた政府の取組、減価償却制度の見直しによる経済効果、中小企業の円滑な事業承継に向けた税制の拡充策等について質疑が行われ、討論の後、両法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、所得税法等改正案に対し附帯決議が付された。

**特別会計法の制定** 従来、特別会計に関しては、特別会計ごとにその設置根拠となる法律が定められていたが、行革推進法の趣旨を踏まえ、31ある特別会計の廃止及び統合、一般会計とは異なる取扱い規定の整理、企業会計の慣行を参考とした特別会計の財務情報の開示等を行う特別会計に関する法律案が提出された。委員会では、特別会計の統廃合の在り方、特別会計の事務事業見直しの必要性、特別会計における剰余金及び積立金の在り方、特別会計の財務情報の透明化に向けた取組等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**日本政策投資銀行の民営化法案** 行革推進法に基づき日本政策投資銀行を完全民営化

するとともに、その長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持するため、日本政策投資銀行を解散して新たに株式会社日本政策投資銀行を設立し、その目的、業務の範囲に関する事項等を定める株式会社日本政策投資銀行法案が提出された。委員会では、現行政投銀の果たしてきた役割と民営化の意義、新会社のビジネスモデルと組織形態の在り方、公的資金に頼らない新会社にしていく必要性、災害復旧等の危機対応業務の重要性、完全民営化後の天下りに対する懸念と内部登用の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**公認会計士法の改正** 監査業務の複雑化及び高度化が進展する下で監査をめぐる不適正な事例が生じている現状にかんがみ、公認会計士及び監査法人について、その独立性の確保に係る規定の整備、課徴金納付命令等業務の適正性の確保に係る制度の創設を行うとともに、監査法人の社員の資格の拡大並びに有限責任組織形態の監査法人制度及び外国監査法人等に係る届出制度の創設を行うほか、公認会計士等が法令違反等の事実を発見したときの申出制度の創設等を行う公認会計士法等の一部を改正する法律案が提出された。委員会では、最近の企業会計・監査をめぐる不祥事の要因、監査人の選任及び監査報酬の決定について監査役の権限を拡大する必要性、監査を担う人材の育成・確保の在り方、監査法人に対する行政処分の適切な運用の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**電子記録債権法の制定** 金銭債権について、その取引の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録を、その発生、譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めることにより、電子記録債権制度を創設する電子記録債権法案が提出された。委員会では、資金調達の円滑化に資する制度運用の在り方、取引におけるセキュリティ確保の重要性、電子記録債権の具体的な活用形態等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**その他** 平成18年度に地域水田農業推進協議会から交付される水田農業構造改革交付金等について、税負担の軽減を図る平成十八年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆議院財務金融委員長提出）が提出され、全会一致をもって可決された。

このほか、関税率等の改正、税関における水際取締りの強化等を行う関税定率法等の一部を改正する法律案が多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

また、株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について、内閣委員会に対し連合審査会の申入れを行うことを決定し、内閣委員会と連合審査会を行った。

#### 〔国政調査等〕

2月22日、参考人株式会社日興コーディアルグループ特別調査委員会日野正晴元委

員長及びみすず監査法人片山英木理事長に対し、日興コーディアルグループの不正会計問題について質疑を行ったほか、日銀の金融市場調節方針の変更、偽造・盗難カード等預貯金者保護法の今後の運用方針等について質疑を行った。

3月13日、財政政策等の基本施策について尾身財務大臣から、金融行政について山本内閣府特命担当大臣からそれぞれ所信を聴取した。

これに対し、3月15日、我が国資本市場の国際化に向けた取組、日興コーディアルグループの上場継続の決定に対する東証社長の見解、日銀のブラックアウトルールの徹底と情報漏洩を調査する必要性、主要国の証券取引所との提携など東証の国際化に向けた運営方針等について質疑を行った。

3月20日、予算委員会から委嘱された平成19年度財務省予算等の審査を行い、19年度予算における特別会計改革の反映状況、日本政策投資銀行による日本航空への融資状況と追加融資報道の真偽、政府出資や補助金を受けている特殊法人等に対して財政負担額の公表を義務付ける必要性等について質疑を行った。

3月27日、今後の日銀の金融政策、2月の金融政策決定会合における情報漏洩についての事実関係、日興コーディアルグループの不正会計問題、ヤミ金融対策等について質疑を行った。

4月26日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告(平成18年6月9日及び平成18年12月12日提出)について、山本内閣府特命担当大臣から説明を聴取した後、預金保険機構が取得した主要行株式の譲渡益等の内訳、日本航空の経営状況及び再生中期プランを踏まえた債務者区分判定の在り方、生命保険会社の収益構造のうち死差益が増加している要因等について質疑を行った。

5月10日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書(平成18年12月12日提出)について、福井日本銀行総裁より説明を聴取し、上記報告書に関し、東京金融・資本市場の国際競争力強化に向けた日銀の取組、展望レポートにおける物価等の数値見通しの根拠、金融政策決定会合に関するブラックアウトルールとNHK報道による市場への影響等について質疑を行った。

5月29日、「ふるさと納税」制度導入の目的と内容、法人企業の利益分配の状況、生保における名義借り等不適正契約の実態と金融庁の対策、自主共済を改正保険業法の適用除外とするための客観的な基準を設ける必要性等について質疑を行った。

6月12日、大和都市管財事件の判決に対する金融庁の認識、ヘッジファンドに対する今後の規制の在り方、クレジットの過剰与信が顕発している状況への行政の対応策、東京三菱UFJ銀行への業務改善命令の内容、過払金返還が消費者金融の信用情報では完済とされない現状と金融庁の方針等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成19年2月13日(火)(第1回)

- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 平成十八年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第2号)(衆議院提出)について提出者衆議院財務金融委員長伊藤達也君から趣旨説明を聞いた後、可決した。

(衆第2号)賛成会派 自民、民主、公明、共産  
反対会派 なし

### ○平成19年2月22日(木)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融、証券市場をめぐる諸問題に関する件について山本内閣府特命担当大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君、みずほ監査法人理事長片山英木君及び元株式会社日興コーディアルグループ特別調査委員会委員長日野正晴君に対し質疑を行った。

[質疑者] 峰崎直樹君(民主)、西田実仁君(公明)、大門実紀史君(共産)

### ○平成19年3月13日(火)(第3回)

- 財政政策等の基本施策に関する件について尾身財務大臣から所信を聞いた。
- 金融行政に関する件について山本内閣府特命担当大臣から所信を聞いた。

### ○平成19年3月15日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について山本内閣府特命担当大臣、尾身財務大臣、政府参考人、参考人株式会社東京証券取引所代表取締役社長西室泰三君及び日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

[質疑者] 杓掛哲男君(自民)、峰崎直樹君(民主)、西田実仁君(公明)、平野達男君(民主)、大門実紀史君(共産)

- 平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上両案について尾身財務大臣から趣旨説明を聞いた後、同大臣、富田財務副大臣、山本経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 野上浩太郎君(自民)、中川雅治君(自民)、西田実仁君(公明)

### ○平成19年3月20日(火)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（金融庁）、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行）について尾身財務大臣及び山本内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、尾身財務大臣、山本内閣府特命担当大臣、高木経済産業大臣政務官、永岡農林水産大臣政務官、政府参考人及び参考人日本政策投資銀行総裁小村武君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山下英利君（自民）、峰崎直樹君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

以上両案について尾身財務大臣、山本内閣府特命担当大臣、土屋総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行理事山口廣秀君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大久保勉君（民主）、広田一君（民主）、富岡由紀夫君（民主）

#### ○平成19年3月22日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

以上両案について尾身財務大臣、山本内閣府特命担当大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君及び国際協力銀行総裁篠沢恭助君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕大塚耕平君（民主）、尾立源幸君（民主）、大門実紀史君（共産）

（閣法第3号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

（閣法第4号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

なお、所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 特別会計に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について尾身財務大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成19年3月23日（金）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 特別会計に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について尾身財務大臣、富田財務副大臣、土屋総務大臣政務官、菅原厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人都市再生機構理事長小野邦久君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、広田一君（民主）、大久保勉君（民主）、尾立源幸君（民主）

（閣法第2号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

なお、附帯決議を行った。

#### ○平成19年3月27日（火）（第8回）

- 関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について尾身財務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行の金融政策に関する件、日興コーディアルグループの不正会計問題に関する件、ヤミ金融対策に関する件等について尾身財務大臣、山本内閣府特命担当大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大久保勉君（民主）、峰崎直樹君（民主）、大門実紀史君（共産）

#### ○平成19年3月29日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について尾身財務大臣、山本内閣府特命担当大臣、富田財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕広田一君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

（閣法第12号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

#### ○平成19年4月26日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について山本内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同件、日本航空の経営状況に関する件、預金保険機構の財務の健全化に関する件、生命保険会社の収益構造に関する件等について山本内閣府特命担当大臣、松山経済産業大臣政務官、政府参考人、参考人預金保険機構理事長永田俊一君、日本政策投資銀行総裁小村武君及び国際協力銀行総裁篠沢恭助君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 峰崎直樹君（民主）、尾立源幸君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成19年5月10日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁福井俊彦君から説明を聴いた後、山本内閣府特命担当大臣、田中財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君、同銀行副総裁武藤敏郎君、同銀行政策委員会審議委員中村清次君、同銀行政策委員会審議委員亀崎英敏君及び同銀行理事稲葉延雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中川雅治君（自民）、大塚耕平君（民主）、平野達男君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

- 株式会社日本政策金融公庫法案（閣法第46号）（衆議院送付）及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成19年5月17日（木）

内閣委員会、財政金融委員会連合審査会（第1回）

（内閣委員会を参照）

○平成19年5月29日（火）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 株式会社日本政策投資銀行法案（閣法第35号）（衆議院送付）について尾身財務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 「ふるさと納税」に関する件、法人企業の利益分配に関する件、独立行政法人に対する国の出資金に関する件、改正保険業法の適用除外に関する件等について尾身財務大臣、山本内閣府特命担当大臣、大野総務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 峰崎直樹君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成19年5月31日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 株式会社日本政策投資銀行法案（閣法第35号）（衆議院送付）について尾身財務大臣、山本内閣府特命担当大臣、政府参考人、参考人日本政策投資銀行総裁小村武君、同銀

行理事多賀啓二君及び国際協力銀行理事森本学君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、円より子君（民主）、広田一君（民主）、大久保勉君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成19年6月5日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 株式会社日本政策投資銀行法案（閣法第35号）（衆議院送付）について尾身財務大臣、山本内閣府特命担当大臣、富田財務副大臣、大村内閣府副大臣、望月国土交通副大臣、政府参考人、参考人日本政策投資銀行総裁小村武君、同銀行理事多賀啓二君及び日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕尾立源幸君（民主）、西田実仁君（公明）、峰崎直樹君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、大門実紀史君（共産）

（閣法第35号）賛成会派 自民、公明  
反対会派 民主、共産

なお、附帯決議を行った。

○平成19年6月12日（火）（第15回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 大和都市管財事件に関する件、三菱東京UFJ銀行の業務改善命令に関する件、消費者金融の信用情報に関する件等について山本内閣府特命担当大臣、尾身財務大臣、松山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕峰崎直樹君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成19年6月13日（水）（第16回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 公認会計士法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）について山本内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた後、参考人日本公認会計士協会会長藤沼亜起君及び明治大学大学院会計専門職研究科長・教授山浦久司君から意見を聴き、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、尾立源幸君（民主）、峰崎直樹君（民主）

○平成19年6月14日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 公認会計士法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）について山本内閣府特命担当大臣、奥野法務大臣政務官、土屋総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本公認会計士協会会長藤沼亜起君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田中直紀君（自民）、中川雅治君（自民）、尾立源幸君（民主）、広田一



君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、大久保勉君（民主）

○平成19年6月15日（金）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 公認会計士法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）について山本内閣府特命担当大臣、政府参考人及び参考人日本公認会計士協会会長藤沼重起君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕峰崎直樹君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

（閣法第76号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 電子記録債権法案（閣法第85号）（衆議院送付）について山本内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年6月19日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 電子記録債権法案（閣法第85号）（衆議院送付）について山本内閣府特命担当大臣、尾身財務大臣、大村内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君及び年金積立金管理運用独立行政法人理事長川瀬隆弘君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、大久保勉君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

（閣法第85号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成19年7月5日（木）（第20回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第11号外244件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### （3）議案の要旨・附帯決議

#### ○成立した議案

特別会計に関する法律案（閣法第2号）

#### 【要旨】

本法律案は、一般会計と区分して経理を行うため、特別会計を設置し、その目的、管理及び経理について定めるとともに、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（以下「行政改革推進法」という。）を踏まえ、特別会計の廃止及び統合、

一般会計と異なる取扱いの整理、企業会計の慣行を参考とした特別会計の財務情報の開示等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、特別会計の廃止及び統合

行政改革推進法において定められている特別会計の廃止及び統合を実施することにより、現行31ある特別会計を平成23年度までに17とする。また、平成20年度以降に統廃合が予定されている特別会計については、所要の経過措置を定める。

#### 二、一般会計と異なる取扱いの整理

剰余金の処理や借入金規定などの一般会計と異なる取扱いを整理するため、各特別会計法ごとに個々に定められていた会計手続を横断的に見直し、第1章総則に各特別会計に共通する規定を定め、第2章各節に各特別会計ごとの目的、管理及び経理についての規定を定める。

#### 三、企業会計の慣行を参考とした特別会計の財務情報の開示

資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を企業会計の慣行を参考として作成、開示することを法定化するなど、特別会計に係る情報開示を進めるための規定について整備する。

#### 四、法律の廃止

現行の31特別会計法及び国庫余裕金の繰替使用に関する法律を平成18年度限りで廃止する。

#### 五、施行期日

この法律は、平成19年4月1日から施行し、平成20年度以降に統合する特別会計における統合に関する規定を除き、平成19年度予算から適用する。

#### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 特別会計については、これまで不要不急の事業の実施、多額の積立金・不用額・剰余金の発生、予算と執行との乖離等の問題が指摘されてきたことを踏まえ、今後とも徹底した歳出の削減に努めるとともに、特別会計の存続の必要性について、行政改革推進法の趣旨に基づき、不断の見直しを行うこと。
- 一 特別会計の事務事業の見直しに当たっては、各特別会計の設置目的と事業との関連性、財源と事業との整合性等を不断に検証するとともに、その関連性や整合性が失われている事業については、廃止・縮減を進めること。その際、事務事業の性質に応じた仕分けを行い合理化・効率化を図るとともに、市場化テストの積極的な活用を行うこと。
- 一 特別会計の情報開示については、財政全体としての総覧性を確保し、国民的視点に立つてガバナンスを強化する観点から、一般会計、特別会計を通じた国全体の財政状況、特別会計の仕組みや資金の流れ等について、分かりやすい資料を作成するなど、国民に対する十分な説明責任を果たすこと。また、財務情報を開示するための書類については、翌々年度予算の審議に活用できるよう国会への早期提出に努めること。

右決議する。

## 平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第3号）

### 【要旨】

本法律案は、平成19年度における公債の発行の特例に関する措置及び年金事業等の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、平成十九年度における公債の発行等の特例

- 1 財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成19年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（平成19年度一般会計予算において20兆2,010億円）の範囲内で、公債（以下「特例公債」という。）を発行することができる。
- 2 1による特例公債の発行は、平成20年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成19年度所属の歳入とする。
- 3 1の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。
- 4 1により発行した特例公債については、その速やかな減債に努める。

#### 二、年金事業等の事務費に係る負担の特例

平成19年度において、国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国等の負担を抑制するため、国庫負担等の特例を設ける。

#### 三、施行期日

この法律は、平成19年4月1日から施行する。

## 所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）

### 【要旨】

本法律案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、減価償却制度、中小企業関係税制、住宅・土地税制、組織再編税制・信託税制、納税環境整備等について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、減価償却制度

- 1 新規取得資産（取得が平成19年4月1日以後のもの）については、償却可能限度額（取得価額の95%）及び残存価額を廃止し、耐用年数経過時点に1円（備忘価額）までの償却を認めるとともに、250%定率法（償却率を定額法の2.5倍で計算し、償却費が一定の金額を下回る事業年度以降は残存年数による均等償却に切り替える償却方法）を導入する。
- 2 既存資産（取得が平成19年3月31日以前のもの）については、償却可能限度額まで償却した後、5年間で1円まで均等償却を認める。

#### 二、中小企業関係税制

- 1 同族会社の留保金課税制度の適用対象から、中小企業（資本金等1億円以下）を除外する。
- 2 相続時精算課税制度について、取引相場のない株式等の贈与の場合の特例（親の贈与者年齢の要件を65歳以上から60歳以上への引下げ、2,500万円の非課税枠を3,000万円に引上げ）を創設する。
- 3 エンジェル税制（譲渡益に対する2分の1課税の特例）の適用期限を2年延長する。

### 三、住宅・土地税制

- 1 税源移譲に対応して住宅ローン減税の効果を確保するため、現行の住宅ローン減税制度との選択制の下、最高控除額（平成19年居住分200万円、平成20年居住分160万円）を維持しつつ、控除期間を10年から15年へ延長する特例を創設する。
- 2 住宅のバリアフリー改修促進税制（住宅ローン残高の一定割合を5年間税額控除）を創設する。

### 四、組織再編税制・信託税制

- 1 組織再編税制について、会社法における合併等対価の柔軟化（三角合併等）に伴い、親会社株式を対価として交付する場合にも課税の繰延べを認めるなど適格合併の要件を見直すとともに、国際的な租税回避を防止するための措置を講ずる。
- 2 信託税制について、信託法の改正による新たな類型の信託等に対応した税制を整備するとともに、受託者段階での法人課税を行う等租税回避を防止するための措置を講ずる。

### 五、納税環境整備

- 1 電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度（限度額5,000円）を創設する。
- 2 コンビニエンス・ストアで納税できる制度を創設する。

### 六、その他

- 1 個人の寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30%から40%へ引き上げる。
- 2 再チャレンジ支援寄附金税制を創設する。
- 3 企業の子育て支援に係る特例（事業所内託児施設の割増償却制度）を創設する。
- 4 地域産業活性化支援税制（企業立地計画に従い取得した機械装置等の特別償却制度）を創設する。
- 5 移転価格税制について、企業の二重課税の負担を軽減するため、租税条約の相手国との相互協議に係る納税猶予制度を創設する。
- 6 租税条約の相手国の社会保障制度の下で支払われる社会保険料について、一定金額を限度に所得控除を認める。
- 7 上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の特例（本則20%を10%に軽減）について、適用期限を1年延長する。
- 8 農用地利用集積準備金制度の廃止等既存の租税特別措置の整理合理化を行うとともに、住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の期限の到来する特別措置について、実情に応じ適用期限を延長するなど所要の措置を講ずる。

## 七、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成19年4月1日から施行する。  
なお、本法律施行に伴う平成19年度の租税減収見込額は、約4,050億円である。

### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 少子・高齢化やグローバル化が進展する中、中長期的な財政構造健全化と経済社会の活性化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済・社会の動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、所得・消費・資産など税体系全般にわたる課税の在り方についての抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応しつつ持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。その際、円滑・適正な納税を確保するため、制度面・執行面における十分な検討を行い、必要な納税環境の整備に努めること。
- 一 社会的に重要性を増している非営利活動を更に促進するという趣旨等にかんがみ、特定非営利活動法人に対する寄附金税制の在り方については、その実態等を十分踏まえ、引き続き検討すること。
- 一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
- 一 新信託法の施行に向けて、信託税制については、その具体的な取扱いを早期に取りまとめ、周知徹底を図ること。また、新信託法で可能となる多様な信託の利用実態を踏まえ、信託制度の健全な発展及び適正・公平な課税の実現のため、引き続き必要に応じた見直しを行うこと。
- 一 急速に進展する高度情報化社会において、経済取引の国際化・複雑化及び電子化等の拡大に見られる納税環境の変化、調査・徴収事務等の業務の一層の複雑・困難化による事務量の増大、納税者の納税意識の維持・向上の必要性にかんがみ、更には、徴税等真に必要な部門には適切に定員を配置するという政府の方針に配意し、今後とも国税職員の見直しを行うこと。

右決議する。

## 関税率法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）

### 【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率等について所要の措置を講ずるほか、通関制度の改善、税関における水際取締りの強化等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、国際競争力強化・利便性向上のための通関制度の改善等

- 1 法令を遵守する体制を整えている輸出入者等に対する特例措置の改善等を行う。
- 2 国際郵便物に係る輸出入通関手続の見直し等を行う。

3 経済連携協定の実施規定を一般規定化する。

## 二、税関における水際取締りの強化

- 1 深刻化する社会悪事犯等への対応を図るため、罰則水準の見直し等を行う。
- 2 著作権及び著作隣接権を侵害する物品を輸出してはならない貨物に追加する。

## 三、特惠関税制度の改正

LDC（後発開発途上国）に対する特別特惠関税の対象品目の追加を行う。

## 四、暫定関税率等の適用期限の延長等

- 1 平成19年3月31日に適用期限が到来する暫定関税率、農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を一年延長する。ただし、牛肉に係る関税の緊急措置については、発動基準数量を算出する際の基礎となる輸入数量を、原則として平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均とする。
- 2 平成19年3月31日に適用期限が到来する沖縄型特定免税店制度等の適用期限を5年延長する。

## 五、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成19年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成19年度一般会計の関税減収見込額は約5億9,000万円である。

### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。

一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産侵害物品、ワシントン条約該当物品、テロ関連物資等に係る水際取締強化に対する国内外からの要請の高まりに加え、経済連携協定の進展による貿易形態の一層の多様化に的確に対応するとともに、税関業務の特殊性、国際郵便物の通関手続を含めた今後の国際物流の在り方等を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の整備・充実、更には、より高度な専門性を有する人材の育成等に特段の努力を払うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行及び後発開発途上国に対する無税無枠措置の拡充に伴う原産地規則の適正な運用に当たっては、その重要性に十分配慮した定員の確保及び業務処理体制の実現に努めること。

右決議する。

## 株式会社日本政策投資銀行法案（閣法第35号）

### 【要旨】

本法律案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき日本政策投資銀行（以下「現行政投銀」という。）を完全民営化するとともに、その長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持するため、現行政投銀を解散して新たに株式会社日本政策投資銀行（以下「新会社」という。）を設立し、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成20年10月1日に現行政投銀を解散して設立される新会社は、完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、現行政投銀の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする。
- 二 新会社の業務は、現行政投銀の業務（資金の出資・資金の融資・債務の保証等、財政融資資金借入・政府保証債の発行等）を基本として、資金調達の前完的手段として譲渡性預金の受入れ、金融債の発行を可能とする。また、新会社設立までの準備期間中から、民間からの長期借入を実施する。
- 三 新会社の業務の健全かつ適切な運営の確保等
  - 1 現行政投銀の予算は、政府関係機関予算として国会議決の対象とされているが、新会社においては、予算統制を廃止する。
  - 2 社債、金融債及び長期借入金については、毎事業年度ごと、基本方針について財務大臣の認可を受ける包括認可制とし、その発行時、借入時に財務大臣に届け出なければならないこととする。
  - 3 預金の受入れ又は金融債発行の開始には、財務大臣の承認と内閣総理大臣（金融庁）の同意を必要とし、その後は、大口信用規制、アームズレングスルール等の銀行法の規制を準用する。
  - 4 主務大臣は財務大臣とし、預金の受入れ又は金融債発行の開始後の財務・業務について、内閣総理大臣（金融庁）を共管の主務大臣とする。
  - 5 銀行、金融商品取引業者、貸金業者等の子会社化、事業計画、定款変更等については認可制とする。
- 四 政府は、新会社の株式について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、新会社設立後おおむね5年後から7年後を目途として、その全部を処分することとし、処分後、直ちにこの法律を廃止するための措置等を講ずる。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 新たなビジネスモデルの構築に当たっては、エネルギー、鉄道、地域インフラの整備等の既存の出融資対象事業に対して引き続き円滑なファイナンスを提供できるよう、平成20年10月までに、所要の措置を講ずるとともに、企業再生、証券化、ファンド設立等、最新の金融技術を十分に取り入れた業務展開を図ること。また、極めて長期にわたる資

金供給の必要性にも配慮して、安定的な資金調達基盤の確立に努めること。

- 一 日本政策投資銀行の長期的企業価値が将来毀損されることのないよう、株式の処分方法等の検討に際しては、処分相手先の選定、発行株式の種類等について、慎重な検討を行い、株主構成の安定性等への配慮に加え、株主による企業統治が十分に機能するよう配慮すること。また、株式の処分は、株式市場等に与える影響にも十分配慮して行うこと。
- 一 移行期及び完全民営化に当たって、移行期の新会社の業務の在り方や完全民営化機関への円滑な承継のために必要な措置等について、経済社会情勢の変化や我が国の金融、産業の競争力の向上にも十分に配慮して、柔軟な対応を行うこと。
- 一 新たに指定金融機関として担うこととなる危機対応業務に関しては、現行の日本政策投資銀行が担っている危機対応機能を踏まえ、株式会社日本政策金融公庫と連携しつつ、危機に際しての円滑な資金供給に遺漏なきを期すこと。

右決議する。

## 公認会計士法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）

### 【要旨】

本法律案は、企業活動の多様化・複雑化・国際化、監査業務の複雑化・高度化及び監査をめぐる不適正な事例を踏まえ、組織的監査の重要性が高まっている状況に対応するため、監査法人制度等について見直しを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化

- 1 監査法人に対し、業務の執行の適正確保、業務の品質管理の方針の策定及びその実施等のための業務管理体制を整備することを義務付ける。
- 2 監査法人の社員資格を公認会計士以外の者に拡大し、特定社員として日本公認会計士協会の登録を受けた場合には監査法人の社員になることができることとする。
- 3 監査法人に対し、業務及び財産の状況に関する説明書類の公衆縦覧を義務付ける。

#### 二、監査人の独立性と地位の強化

- 1 公認会計士及び監査法人は独立した立場において業務を行わなければならない旨を職責規定において規定する。
- 2 被監査会社に対する公認会計士又は監査法人の関与社員の就職の制限及び監査法人の業務の制限の範囲を、当該被監査会社の親会社及び連結子会社等に拡大する。
- 3 いわゆるローテーション・ルール（継続監査期間及びインターバル期間）について、継続監査期間を短縮する等、大規模監査法人の筆頭業務執行社員等に対する規定を追加するとともに、上場しようとする会社の財務書類の監査証明業務を行う場合の継続監査期間等についての規定を整備する。
- 4 公認会計士又は監査法人が上場会社等の財務書類に重要な影響を及ぼす不正・違法行為を発見した場合に、当該上場会社へ通知するとともに、是正措置がとられないと認めるときは内閣総理大臣への意見の申出を行う制度を導入する。

#### 三、監査法人等に対する監督・責任の在り方の見直し



- 1 監査法人に対する行政処分の類型として、業務管理体制の改善命令及び違反行為に重大な責任を有すると認められる社員が当該監査法人の業務及び意思決定の全部又は一部に参与することを一定期間禁止する命令を追加する。
- 2 公認会計士又は監査法人が故意に虚偽証明を行った場合及び相当の注意を怠ったことにより重大な虚偽証明を行った場合に、課徴金を納付させる制度を創設する。
- 3 有限責任組織形態の監査法人制度を創設し、内閣総理大臣への登録を義務付けるとともに、最低資本金、供託金等の規定を整備する。
- 4 金融庁長官から公認会計士・監査審査会へ委任する報告徴収及び立入検査の権限の範囲に、日本公認会計士協会による調査を受けていないこと及び調査に協力することを拒否していること等の事由により品質管理レビューの報告を行っていない場合において業務の運営の状況に関して行われるものを追加する。
- 5 外国会社等から提出される有価証券報告書等に係る監査証明業務を行う外国監査法人等について、内閣総理大臣への届出制度を整備する。

#### 四、施行期日

この法律は、原則、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 公認会計士監査をめぐる非違事例等、監査の信頼性を揺るがしかねない事態が発生したことにかんがみ、非違事例等の再発を防止し、監査の品質と信頼を確保するため、監査に関する制度について不断の見直しに努めること。
- 一 財務情報の適正性の確保のためには、企業内におけるガバナンスの充実・強化が不可欠であることにかんがみ、監査役等の専門性及び独立性を踏まえ、その機能の適切な発揮を図るとともに、監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与する措置についても、引き続き検討を行い、早急に結論を得るよう努めること。
- 一 公認会計士監査制度の充実・強化のため、専門職業士団体が継続的に自主規制の充実促進を図ることが重要であることを踏まえ、専門職業士団体の自主規律を活用しつつ、有効かつ効率的な監督を行うこと。
- 一 今般の改正により、業務管理体制の改善命令、課徴金納付命令等の行政処分の多様化が図られることに伴い、特に課徴金の納付命令に関しては、その効果を十分に検討しつつ、適切な運用に努めること。
- 一 会計監査を担う有為な人材の育成、確保の重要性にかんがみ、社会人等を含めた多様な人材の確保が進むよう、公認会計士試験の実施の在り方等、更なる改善に努めるとともに、公認会計士の質の充実と規模の拡大に努めること。また、国際的な会計基準の収斂が着実に進行している中、主要先進国間における公認会計士業務の相互協力を促進すること等も含めて検討すること。
- 一 証券市場の重要な基盤の一つである公認会計士制度を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、広がりを見せる監査業務に対する社会的ニーズに応えていくためには、中小監査

法人の果たす役割が極めて重要であることにかんがみ、その組織化、人材の育成強化の必要性を踏まえた適切な対応に努めること。

右決議する。

## 電子記録債権法案（閣法第85号）

### 【要旨】

本法律案は、金銭債権について、その取引の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録を、その発生、譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めることにより、電子記録債権制度を創設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 電子記録債権の発生、譲渡、消滅等に関する私法上の規律

- 1 電子記録債権の発生や譲渡については、磁気ディスク等をもって作成される記録原簿に、当事者の請求を受けた電子債権記録機関が電子記録をすることを効力発生要件とするとともに、権利の内容は、記録原簿上の記録により定まるものとする。
- 2 電子記録債権の譲渡について、別段の電子記録をしない限り、善意取得及び人的抗弁の切断の効力を認めるとともに、記録原簿上の債権者に対して支払をした者に支払免責を認める。
- 3 手形保証類似の独立性を有する電子記録保証の制度及び電子記録債権を目的とする質権の制度を創設する。
- 4 記録事項の変更、電子債権記録業に関する電子債権記録機関の責任、記録事項等の開示等について、所要の規定を整備する。

#### 二 電子債権記録機関に対する監督等

- 1 主務大臣は、申請を受け、財産的基盤及び適切な業務遂行能力を有する株式会社を、電子債権記録業を営む者として指定する。
- 2 電子債権記録機関の兼業を禁止する。
- 3 主務大臣が電子債権記録業の適切かつ確実な遂行のため必要があると認める場合の電子債権記録機関に対する報告徴求、立入検査、業務改善命令のほか、電子債権記録機関が破綻した場合の業務移転命令等の規定を整備する。

#### 三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 電子記録債権制度の導入に当たっては、事業者の資金調達の円滑化等を図るという法律の趣旨にかんがみ、特に中小企業の資金調達等に配慮しつつ、適切な金融インフラの整備に努めること。また、電子金融取引に係るインフラとして、他の電子的な取引に係る決済機関・クリアリング機関等との連携を図ることにより、我が国金融市場の効率性

を高め、経済の活性化に資するよう努めること。

- 一 法施行までに電子債権記録機関の業務規程や口座間送金決済契約等の詳細について慎重な検討を行い、債務者の二重払いのリスクが回避されるよう同期的管理の確実な実施を含め、電子記録債権制度全般の信頼性を確保すること。また、取引参加に当たっては、本人確認の徹底及び悪質業者等の排除、債権の期限に支払えない債務者への対応措置の検討を行うこと等により取引全体の安全性と健全性の確保に努めること。さらに、電子記録債権の譲渡禁止特約については、中小企業金融の円滑化の阻害要因とならないよう、制度の運用状況等を検証し、必要があると認められるときは、適切な対応を行うこと。
- 一 電子債権記録機関の指定に当たっては、適切な人材の確保等による業務運営の適正性と財務面における長期的健全性の確保等に配慮すること。また、電子債権記録機関の設立・運営にかかる費用が過剰にならず中小企業も安価に利用できるよう環境整備に努めること。さらに、利用者利便の向上に向けて、実務関係者が記録様式等の必要な標準化等を検討する際には、適切な連携に努めること。
- 一 電子債権記録機関の公正性・中立性や円滑な業務運営の確保、破綻防止の観点から、体制の整備を含め、適切な検査・監督に努めること。その際、記録原簿は、電子記録債権の権利の内容が記録され、取引先名等の重要な営業情報等も含むため、電子債権記録機関のセキュリティ面について、なりすましなど外部からの不正アクセスの防止策や、情報漏えい等を防ぐための内部管理態勢の構築が図られるよう、格別の注意を払うこと。
- 一 電子記録債権が普及するためには、とりわけ債務者である大企業などの協力が不可欠であるため、その利用が図られるような環境整備に努めること。

右決議する。

## 平成十八年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第2号）

### 【要旨】

本法律案は、米の生産調整の推進に資するため、平成18年度に地域水田農業推進協議会から交付される水田農業構造改革交付金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、個人が交付を受ける同交付金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。
- 二、農業生産法人が交付を受ける同交付金等については、圧縮記帳の特例を設け、交付を受けた後2年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。

なお、本法律施行に伴う平成18年度における租税の減収見込額は、約5億円である。